

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第19号

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給範囲)</p> <p>第2条 条例第41条の3第1項の人事委員会規則で定めるものは、常勤の職員であって、次に掲げるもので次条に規定する要件を満たしているものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 水産業関係にあつては、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第108条に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校（独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校及び旧農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校を含む。以下「水産大学校」という。）において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者であつて、国若しくは地方公共団体の試験研究機関、試験研究に関する業務を行う独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、別に定める試験研究機関、学校教育法による大学、水産大学校若しくは別に定める教育機関において水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間、普及指導員（従前の専門技術員又は改良普及員を含む。）として水産業に関する技術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近15年のうち12年以上に達するもの</p>	<p>(支給範囲)</p> <p>第2条 条例第41条の3第1項の人事委員会規則で定めるものは、常勤の職員であつて、次に掲げるもので次条に規定する要件を満たしているものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 水産業関係にあつては、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第108条に規定する大学を除く。）又は<u>国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）附則第14条の規定による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校及び旧農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校を含む。以下「水産大学校」という。）</u>において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者であつて、国若しくは地方公共団体の試験研究機関、試験研究に関する業務を行う独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、別に定める試験研究機関、学校教育法による大学、水産大学校若しくは別に定める教育機関において水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間、普及指導員（従前の専門技術員又は改良普及員を含む。）として水産業に関する技</p>

ウ [略]	術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間 を 通算した期間が、最近15年のうち12年以上に達するも の ウ [略]
-------	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。